

## ■世界・国・兵庫県のこれまでの動向

※政策の方針を示す「計画」に関わる事項はゴシックで示しています

年	世界	日本	兵庫県
昭和 50 年 (1975 年)	国際婦人年(目標: 平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
昭和 52 年 (1977 年)	国連婦人の 10 年	「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」設置	
昭和 54 年 (1979 年)		国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択	
昭和 55 年 (1980 年)		「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	
昭和 56 年 (1981 年)		「国内行動計画後期重点目標」策定	
昭和 58 年 (1983 年)			
昭和 60 年 (1985 年)		「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」の改正 「女子差別撤廃条約」批准
昭和 61 年 (1986 年)		「男女雇用機会均等法」施行 婦人問題企画推進本部拡充: 構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催	
昭和 62 年 (1987 年)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
平成 2 年 (1990 年)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		「新ひょうごの婦人しあわせプラン」策定
平成 4 年 (1992 年)		「育児休業法」施行	県立女性センター開設
平成 6 年 (1994 年)		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置	
平成 7 年 (1995 年)	第 4 回世界女性会議- 平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」施行	
平成 8 年 (1996 年)		「男女共同参画 2000 年プラン」策定 男女共同参画推進連絡会議発足	「新ひょうごの婦人しあわせプラン後期実施計画」策定
平成 9 年 (1997 年)		男女共同参画審議会設置(政令) 「男女雇用機会均等法」改正	
平成 11 年 (1999 年)		「男女共同参画社会基本法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「労働基準法」改正 「育児・介護休業法」改正	
平成 12 年 (2000 年)	国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)	「介護保険法」施行 「男女共同参画基本計画」策定	
平成 13 年 (2001 年)		男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置(法律) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定	「ひょうご男女共同参画プラン 21」策定

年	世界	日本	兵庫県
平成 14 年 (2002 年)			「男女共同参画社会づくり条例」制定 県立女性センターの名称を県立男女共同参画センターへ変更
平成 15 年 (2003 年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」施行 「労働基準法」改正	
平成 16 年 (2004 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「育児・介護休業法」改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定	
平成 17 年 (2005 年)	第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）（ニューヨーク）	「介護保険法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定	
平成 18 年 (2006 年)		「男女雇用機会均等法」改正	「ひょうご男女共同参画プラン 21 後期実施計画」策定 「兵庫県 DV 基本計画（配偶者等からの暴力対策基本計画）」策定 「ひょうご子ども未来プラン」策定
平成 19 年 (2007 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成 20 年 (2008 年)		「女性の参加加速プログラム」策定	
平成 21 年 (2009 年)		「育児・介護休業法」改正	「兵庫県 DV 基本計画」改定 ひょうご仕事と生活センター開設
平成 22 年 (2010 年)	第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定	
平成 23 年 (2011 年)	UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント <sup>1</sup> のための国連機関）正式発足		「新ひょうご男女共同参画プラン 21」策定
平成 24 年 (2012 年)	第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		
平成 25 年 (2013 年)		「日本再興戦略」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
平成 26 年 (2014 年)		「次世代育成支援対策推進法」改正 すべての女性が輝く社会づくり本部の設置 「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定	「兵庫県 DV 基本計画」改定（「兵庫県 DV 防止・被害者保護計画」に改称）
平成 27 年 (2015 年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」衆議院本会議可決、成立 「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定	「ひょうご男女いきいきプラン 2020」策定 「ひょうご子ども・子育て未来プラン」策定
平成 28 年 (2016 年)	国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）が日本政府に勧告		
平成 29 年 (2017 年)		「育児・介護休業法」改正	

#### 1 エンパワーメント

「em+power」で「パワーを与える」という意味になり、男女共同参画の分野では女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場等社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことをいう。